平成２３年（再ロ）第１０００６号

茨城県水戸市元吉田町1378番地の４

再生債務者　坪井　　訓

１　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年４月３日まで

４　一般異議申述期間　平成24年４月17日から平成24年５月８日まで

水戸地方裁判所

平成２４年（再ロ）第１０００９号

神奈川県川崎市川崎区東門前１－３－１－505

再生債務者　横山　昭浩

１　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年４月５日まで

４　一般異議申述期間　平成24年４月19日から平成24年５月10日まで

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１０１１５号

埼玉県新座市野火止４―19―11―804

再生債務者　阿部　哲哉

１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月24日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年３月22日まで

平成24年３月８日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第３８号

横浜市港北区大曽根台10番18号　ファミーユ大倉山Ⅱ101号

再生債務者　箕輪　光子

１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月２日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年３月23日まで

平成24年３月９日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第３号

三重県志摩市浜島町浜島3125番地

再生債務者　柴原　勝弥

１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月２日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年３月29日まで

平成24年３月８日

津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２０年（再ロ）第１０号

徳島市八万町弐丈40番地の11

再生債務者　重本　一郎

１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月26日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年４月５日まで

平成24年３月８日　　徳島地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１０００１号

茨城県常総市水海道橋本町3602番地２

再生債務者　砂長　明良

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年１月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月８日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（再ロ）第１００７２号

埼玉県さいたま市北区吉野町２―20―８―402

再生債務者　松島　裕二

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年３月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月６日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第３号

鹿児島県鹿児島市西陵５丁目15番１号

再生債務者　佐藤　利廣

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年３月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月９日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２３年（再ロ）第１号

鹿児島県肝属郡東串良町池之原2782番地３

再生債務者　重井　豊子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年３月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月９日

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

平成２３年（再ロ）第８号

滋賀県湖南市中央３丁目13番地

再生債務者　吉住　高明

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年３月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月８日

大津地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再ロ）第８４号

大阪市淀川区東三国１丁目13番15号

再生債務者　佐竹　豊喜

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年３月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月８日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第２１号

神戸市垂水区旭が丘１丁目４番14号

再生債務者　佐藤　信哉

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年３月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月８日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第８号

熊本市東町４丁目８番12―506号

再生債務者　谷端　匡志

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年３月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月８日

熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再ロ）第１３号

高知市丸ノ内２丁目３番19号　201号

再生債務者　毛利　幸男

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年３月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月９日

高知地方裁判所民事部個人再生係

会社公告

合併公告

継　左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十四年三月六日に北海道知事の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年三月十九日

札幌市北区新琴似六条一七丁目七番一〇号

（甲）医療法人社団北匠会札幌北脳神経外科病院　理事長　小林　延光

北海道小樽市入船二丁目二番一八号

（乙）医療法人社団先義会小樽脳・循環器病院　理事長　遠山　義浩

合併公告

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併の効力発生日は平成二十四年六月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月三十日

掲載頁　二七一頁（号外第一四三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年二月二十三日

掲載頁　六十頁（号外第四十一号）

平成二十四年三月十九日

東京都港区芝公園四丁目一番四号

（甲）株式会社アイ・ティ・フロンティア

代表取締役　千田　峰雄

東京都港区麻布十番一丁目九番七号

（乙）株式会社ポータルアイランド

代表取締役　関　　富夫